

草津市健幸政策アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、総合計画におけるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す概念をいう。以下同じ）の活用を推進することを目的に、健幸政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、ウェルビーイングについての広い識見を持ち、地方自治体におけるウェルビーイング政策に精通した者のうちから市長が委嘱する。

(職務)

第4条 アドバイザーは、総合計画におけるウェルビーイングの活用の推進およびそれに関連する業務に関する職務を行う。

(服務)

第5条 アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 草津市職員倫理規程（平成13年草津市訓令第3号）の規定に準じて倫理を保持すること。

(報酬および費用弁償)

第6条 アドバイザーには、報酬を支給するものとし、報酬の額は、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号。以下この条において「報酬条例」という。）別表の規定により、予算の範囲内で市長が定める。

- 2 アドバイザーが公務のために旅行するときは、報酬条例第2条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

(解任)

第7条 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者はこれを解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じた場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 第5条に定める服務に違反したと認められる場合

(災害補償)

第8条 アドバイザーの公務上の災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年草津市条例第32号）の規定により補償するものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。